

第44回長野家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年6月21日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 [家庭裁判所委員会委員]
江原健志、岡崎寿成、岡部敦、小平つな子、小林万洋、中村威彦、野口一輝、松橋美加（五十音順、敬称略）
[説明者]
長野家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
同主任家庭裁判所調査官
[事務局]
長野家庭裁判所上席裁判官、同首席書記官、同次席書記官、同訟廷管理官、同首席家庭裁判所調査官、長野地方・家庭裁判所事務局長、長野家庭裁判所事務局次長、同総務課長、同総務課課長補佐
- 4 テーマ
子をめぐる紛争について（親権をめぐる争い、面会交流等）
- 5 議 事
委員長及び委員長代理が不在のため、同二役が選出されるまでの間、長野家庭裁判所事務局総務課において議事を進行した。
 - (1) 家庭裁判所委員会新任委員の自己紹介
江原健志委員、岡崎寿成委員、岡部敦委員
 - (2) 委員長の選出について
互選の結果、江原委員が委員長に選出された。
 - (3) 委員長代理の指名について
岡部委員が委員長代理に指名された。
 - (4) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士1名）による傍聴を承認した。

(5) 子をめぐる紛争について（親権をめぐる争い、面会交流等）

[説明（長野家庭裁判所次席家裁調査官、同主任家裁調査官）]

(6) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長、○：委員、□：説明者、事務局：■】

説明内容を踏まえ、次のとおり意見交換等がされた。

◎ それでは、各委員から御意見又は御質問があれば伺いたい。

○ 昨今、こども家庭庁が創設され、子供の人権擁護について、本格的な施策を進める流れになっている。今まで、本テーマについては、親の視点から事件をとらえている傾向が強かったと思われるが、大事なのは子供の視点であり、もっと意識されなければならないという反省がある。子供の権利を擁護するため、力を発揮していただいているのが、まさしく家庭裁判所調査官であり、社会が複雑化すればするほど、家庭裁判所調査官の制度を充実化していく必要がある。

○ 調停事件のうち、面会交流は横ばいで推移しており、減少傾向にある事件はどのようなものか知りたい。面会交流の調停から審判に移行する事件はどのくらいあるのか。また、面会交流の調停において解決に至らないケースとして、どのような事例があるか。

□ 最初の質問については、特に具体的に減少している特定の類型があるというものでもなく、具体的な傾向をお示することは難しい。

■ 続いての質問については、統計データは持ち合わせていないが、実際の事件を担当する裁判官としての肌感覚では、それほど多くはないと認識している。

□ 最後の質問については、面会交流の調停が審判に移行した場合でも、調査官が調査の中で子供の意向を聴き取って面会交流の案を考えるという努力をさせていただくが、当事者が納得していただけない場合は、裁判官が審判を出すという流れになる。直接会うことだけが面会交流ではなく、写真や手紙をやりとりしたり、何らかの形で交流が続くように模索すること

はある。

- 面会交流のケースは無数にあり、月1回の面会から、長期休みに泊まりで会ったり、長時間が無理であれば、リモートを間に挟むなど、事案の状況に応じて、様々な案を出している。
- 調査において、子供の状況を把握する際に、申立人と相手方のみでなく、学校など関係機関からの情報を得たりして手紙を出したりしているのかなど、面接に至るまでの手順で標準の流れを知りたい。
- 調停にも調査官が立ち会って、双方の話を伺い、子供の様子や特性、性格などを聴いたりする。また、過去に、どのような夫婦の紛争があって、その中で子供がどのような経験をしてきたかを聴くことは、子供に接する際や、最終的な分析及び評価に大事な情報となる。その上で、関係機関にも話を聴くこともあり、それらを踏まえて、どんな手紙を送るか、家庭訪問をする際にどんな話をするかなどを検討している。
- 子供の調査をする際の難しさとして、申立人、相手方又は同居している親への配慮など、調査時の立ち位置の難しさなどを伺いたい。
- 基本的に、子供は葛藤の中において、複雑な思いの中で話さなければいけない辛さもある。話を聴く際に、最初に言いたくないことは言わなくて良いということは伝えていて、言わないということも尊重する必要がある。話を聴くだけでも負担を与えてしまうので、過度な負担は与えないようにしているが、どこまで聴くかについては難しいと感じている。
- 子供の立ち位置で、子供が現在置かれている状況や心情を父母に伝えて、将来にわたって子供に良い影響を与えられるような解決を考えてもらう。子供が言う表面的な「嫌だ」だけでなく、どうしてそう考えるのかを掘り下げて考えてもらう。
- 今の社会の中で、シングルマザーへの協力は、まだまだ不足していると思っている。女性は経済面でも弱者であることが多く、その日暮らしの女性にとっては他のことを考える余裕すらないので、行政も含めて、子供を

健全に育てられるような生活環境をつくってもらえれば、母親の気持ちも充実して、面会交流もうまくいくのではないかと思います。

- 私は、職務の過程で携わる子供との面接において、聴きづらいことを聞いた後は、「この後、家に帰って何をしますか？」と、日常に話を戻すなど、心をケアする工夫をしているが、調査官もそのようなことをされているか。
- 私も、同様に、現実に戻す工夫をしている。
- 調停事件において、調査によって子供の意見を反映させることは大事だが、その反面で、子供への負担や本当に心情を把握できるのかということ を考慮すると、まずは調停の中で、何が問題なのか、父母や子供の状況は どうかのなをしっかりと揉んだ上で、調査官に調査をお願いすることが良い と思う。調査官の調査報告書は、大体の父母が納得してくれていると思う。
- 子供に負担をかけて調査をするからには、調査結果をできるだけ両親に 生かしてほしいと考えており、調停の中では、両親が子供のことを考えら れる土壌を作っていたらと生かしやすいと思われる。
- 子供の健全な成長を願って調査をしているため、調査によって、より両 親の対立が深まることは避けたいと思っており、調停の中で両親が調査結 果を受け入れられる土壌がしっかりできている必要があるが、そのような 調停の運営をされている調停委員の方々には大変有難く思っている。
- 調停における夫婦の対立が先鋭化している高葛藤事案において、なるべ く早い段階で調査官に介入していただいたところ、入念な調査と丁寧な気 持ちの聴き取りによって、早期に問題点が判明し、解決の道筋をつくって いただいた経験がある。
- 調査のタイミングは事案に応じて変わり、子供の意向調査や監護状況調 査、試行的面会交流など、複数回違うタイプの調査を行うこともある。
- 学校における子供の問題行動の背景には、ひとり親家庭での経済的な状 況が重く影響しており、母親のメンタルが作用して、子供も抑うつ状態に

なってしまうが、教員は、表面的な対応になることが多いため、調査官のような知見も必要なのではないかと思った。

複合的な課題が起こった場合には、司法と福祉の連携は行われるのか。

□ 司法と行政の直接的な連携は難しいと思われるが、互いに問題を認識・共有したりして、裁判所から照会させていただくことはある。

○ 時代が複雑化してくると、社会で子供を守ることや、社会が家庭の正常化に寄与するという視点は必要であると思う。例えば、児童虐待における自治体の要保護児童対策地域協議会に裁判所がオブザーバーで参加するという考え方も、連携を図るという意味で、ないわけではないと思う。

■ 調査官が学校への調査に入る際に、監護親と学校側で事前の連絡などを取ることで、学校での子供の様子などが情報交換されているので、直接的な連携ではないが、副次的な効果は想定される。

○ 本日、話を聴いて、調査官の専門的スキルは、子供の育成の場で大きな意味があると思ったので、課題が複合化している現状において、司法と行政の違いはあると思うが、何らかの形で連携して、子供の健全な成長に寄与できればと良いと思う。

○ 法制審議会の家族法制部会で、中間試案が出され、親子交流の取り決めをしなければ離婚は原則不可という案も示されている中で、司法と行政の連携はとても大事なテーマになるだろうと思うので、ぜひ、子供の健全な成長・育成に結びつくような有効な方策ができればと願う。

6 次回議題

「家事調停におけるウェブ会議の導入について（仮）」

7 次回期日

令和5年12月20日（水）午後3時